

## 会 議 録

審 議 会 名	杉戸町情報公開・個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和2年10月9日(金) 午後3時28分から午後4時52分
開 催 場 所	杉戸町役場 本庁舎1階会議室
会 議 の 議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 乳幼児健診情報システムの導入について</li> <li>(2) 戸籍証明のコンビニ交付サービスの導入について</li> <li>(3) ドライブレコーダー設置に伴う個人情報の取扱いについて</li> <li>(4) 防犯等を目的とするカメラ設置に伴う個人情報の取扱いについて</li> <li>(5) 令和元年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について</li> <li>(6) 杉戸町個人情報保護条例第9条第2項第3号の規定に基づく目的外利用について</li> </ul>
公開・非公開の別	<p>公開 ・ 非公開 (公開の場合傍聴者数 1人)</p> <p>(非公開の場合理由)</p>
出席委員氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満木 祐子 ・濱田 章一 ・稲庭 清 ・大橋 登喜夫</li> <li>・木村 好子 ・井上 健太 ・佐藤 敏行 ・吉倉 信広</li> </ul>
審 議 の 概 要	別紙のとおり

## 杉戸町情報公開・個人情報保護審議会会議録

- 1 日 時 令和2年10月9日（金） 午後3時28分から4時52分
- 2 場 所 杉戸町役場本庁舎1階会議室
- 3 出席者 ・満木委員 ・濱田委員 ・稲庭委員 ・大橋委員 ・木村委員  
・井上委員 ・佐藤委員 ・吉倉委員
- 4 傍聴人 1人

### 5 概 要

- (1) 開会
- (2) 総務課長あいさつ
- (3) 自己紹介
- (4) 会長及び副会長の選出  
満木会長、濱田副会長（委員の互選により）
- (5) 会長あいさつ
- (6) 会議録署名人指名  
濱田委員、吉倉委員
- (7) 議事
- (8) 閉会

### 6 議 事

- (1) 乳幼児健診情報システムの導入について

<健康支援課の説明>

資料1に基づき、ご説明をさせていただきます。

子ども時代の適切な健康管理や、市町村等における効果的・効率的な保健指導を行うために、母子保健法等が改正され、マイナンバー制度を利用してマイナポータルを通じた本人等への乳幼児健診情報の提供や市町村等での情報連携を行うこととされました。

現在、乳幼児健診情報については、紙や表計算ソフトで管理しているため、マイナンバー制度を利用するためには乳幼児健診情報システムを導入する必要があることから、杉戸町個人情報保護条例第10条（電子計算組織による処理の制限）に基づき、乳幼児健診情報システム（電子計算組織）により電子的記録による個人情報の処理を行いたいため、審議会の意見を伺うもので

ございます。

1 効果等についてでございますが、(1) 本人又は保護者が、健康状態や発育発達状況を正確に知ることができます。(2) 本人又は保護者が、乳幼児健診情報を正確に保健医療関係者等に伝えることにより、適切な保健指導や診断、治療を受けることができるようになります。(3) 乳幼児健診情報が転出・転入時に市町村間で引き継がれるようになります。(4) 災害等により、母子健康手帳や紙による乳幼児健診情報を紛失した際にも、情報にアクセスすることができます。

2 情報連携等の概要についてでございますが、乳幼児健診情報システムを利用して国等が管理するマイナンバー制度に基づく自治体中間サーバーに乳幼児健診情報の副本データを登録いたします。

マイナポータルの利用者や市町村等において、自治体中間サーバーにアクセスして情報連携等を行います。

なお、副本登録する情報は、以下の表のとおりとなっております。出生児の情報が5項目、3～4か月児健診情報が7項目。2ページに進んでいただきまして、1歳6か月児健診情報が10項目、最後に3歳児健診情報が14項目となっております。

3 セキュリティ対策についてでございます。

(1) 乳幼児健診情報システムにつきましては、①インターネットに直接接続しない。②2要素認証（ID認証、静脈認証）によって、アクセス制限をかけているところでございます。(2) マイナンバー制度におけるセキュリティ対策につきましては、①制度上での保護措置といたしまして、個人情報の収集・保管・作成が禁止されております。国の個人情報保護委員会による監視・監督がなされます。禁止行為等に対する罰則もございます。②システム上の保護措置といたしましては、個人情報の分散管理をいたしております。マイナンバーを直接使用しない情報連携でございます。アクセス制限・通信の暗号化を図っております。アクセス記録表示による透明化を図っております。

以上でございます。

<会長>

ただいま、担当課より説明がありましたが、この件についてご質疑のある方は、お願いいたします。

<委員>

この情報は、どのくらいの期間持っているわけですか。

<健康支援課>

お答えいたします。情報を持っている期間ということですが、こちら登録しますと、基本的にはそのままずっとという形になります。

<委員>

ということは、本人が死ぬまでもっているということでしょうか。

<健康支援課>

そうですね。本人が利用することになりますから。

<委員>

町にいる限り保管はすると。

<健康支援課>

そうですね。

<委員>

セキュリティ対策のところなんですけども、マイナンバー制度を活用することと拡大することだと思うんですけど、システム上の保護措置というところで、マイナンバーを直接使用しない情報連携というこれがちょっと意味が分からないんですけれども。

<健康支援課>

マイナンバー自体を実際使わないで、マイナンバーから生成される符号を基に情報のやり取りをするというような仕組みになっております。

<委員>

それはマイナンバーの活用を広げるということと一致するんですか。

<健康支援課>

番号と符号で分けて情報管理しているということです。

<委員>

要するにマイナンバーに紐づけすることと、今回のこの新しい項目の制度利用は一致しているということですか。活用を広げるという意味で。

<健康支援課>

そうですね。マイナンバーの趣旨に応じた活用という形になります。

<会長>

よろしいですか。他にございませんか。

ご質疑がないようでしたら、質疑を終結いたします。

それでは、皆様にお諮りいたします。

本件諮問事項の答申にあたり、ご意見はございますでしょうか。

ご意見が無いようですので、本件については、異議なしとの答申をしてよろしいでしょうか。

それでは、異議なしとの答申といたします。

(2) 戸籍証明のコンビニ交付サービスの導入について

<町民課の説明>

お手元の資料2をご覧いただきたいと存じます。

戸籍証明のコンビニ交付サービスの導入について、ご説明をさせていただきます。

マイナンバーカードを利用した住民票の写し等のコンビニ交付サービスにつきましては、平成31年2月の当審議会において「異議なし」との答申をいただき、令和元年6月より導入をいたしております。今回、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策として、窓口での接触機会の抑制や3密状態を回避し、町民のみなさま及び町職員の感染被害を防ぐため、コンビニ交付サービスに戸籍謄本、抄本等の証明書の発行を新たに追加するものでございます。

この戸籍コンビニ交付サービス導入に伴う電子計算機組織の結合について、杉戸町個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定に基づき、審議会のご意見を伺うものでございます。

初めに、1 コンビニ交付サービスの実施内容についてでございますが、交付対象とする証明書の種類は、現在交付しております、「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」の2種類に、戸籍の証明でございます「戸籍謄本」、「戸籍抄本」、「戸籍の附票」を追加するものでございます。

サービスの実施時期は、令和3年4月を予定しております。

続きまして、取り扱い事業者はセブンイレブン等コンビニ事業者となっております。店舗数は、全国で約5万5,000店舗、杉戸町内での大手コンビニ事業者の店舗数は、14店舗となっております。

取り扱い時間につきましては、システム停止日を除きまして、平日、午前9時から午後5時までとなっております。

なお、本籍地と住所地が異なる場合は、事前に登録が必要となります。戸籍のコンビニ交付を利用するには、利用者がマイナンバーカードを取得していること、本籍地の市区町村が戸籍証明書コンビニ交付サービスを提供していること、そして事前に本籍地の市区町村へ利用登録申請を行い、本籍地市区町村において利用登録完了後に証明書の取得が可能となります。杉戸町に住所と本籍がある場合は、そのまま証明書が取得できますが、杉戸町に本籍があり住所地が杉戸町以外の場合は、利用登録が必要となります。

次に、5番のコンビニ交付サービスのイメージの図をご覧いただきたいと思っております。

左側から、まず、個人番号カードの交付を受けた町民の方がコンビニエンスストアに出向き、所定の場所に個人番号カードをセットして、4桁の暗証番号を入力の上、画面表示に従って必要な証明書を申請していただきます。そういたしますと、申請情報が専用回線で地方公共団体情報システム機構の証明書交付センター、に送られまして、その後、L G W A Nで地方公共団体の証明書発行サーバに届きます。その後、証明書発行サーバでは証明書情報をつくり、証明書情報はL G W A Nで地方公共団体側から証明書交付センターに送られ、その段階で偽造防止情報が追加されます。

その後、専用回線でコンビニエンスストアのキオスク端末のほうに送信をされ、証明書が交付されるというような流れになっているところでございます。

町民の方は、所要の交付手数料をお支払いいただき、各種証明書を取得する、流れになります。

続きまして、2の諮問事項について。概要につきましては、コンビニ交付の実施に当たり、町の電子計算組織の外部結合により、証明書発行に係るデータを送受信するものになります。

次に、結合の相手方につきましては、地方公共団体情報システム機構が運用しております証明書交付センターとなります。

次に、送信するデータにつきましては、戸籍関係の証明に係る情報及び戸籍の附票の写しに係る情報、それぞれ記載のとおりとなっております。

続きまして、4コンビニ交付サービスにおけるセキュリティ対策につきましては、①システム上のセキュリティ対策、次のページに行きまして、②発行される証明書に施されるセキュリティ対策、③コンビニ店舗におけるセキュリティ対策、④障害対応等、資料のとおりとなっております、現在のコンビニ交付と同様となります。

資料の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

<会長>

ただいま、担当課より説明がありましたが、この件についてご質疑のある方は、お願いいたします。

<委員>

今までのシステムに戸籍関係証明を加えるということで、新たにセキュリティを加えることはあるのでしょうか。従来どおりなののでしょうか。

<町民課>

今万全の体制で行っており、新たなセキュリティ対策ということではなくて、戸籍証明書のサービスを追加するものです。

<委員>

追加するだけですか。

<町民課>

そういうことでございます。

<委員>

今やっているシステムにこれを追加することによって、委託料か何かは上がるわけですか。

<町民課>

費用につきましては、導入委託料で880万円、住民基本台帳システム改修で税込み44万円、合わせまして924万円の経費がかかります。そして次年度以降は、ランニングコストが184万8千円かかってまいります。

<委員>

それは新たにということですか。

<町民課>

新たにでございます。

導入経費につきましては、今回、新型コロナウイルス感染症対策ということで、国から10分の10、全額補助される状況でございます。

<委員>

これは本籍地が杉戸町でなければだめなんですか。他府県だったら。

<町民課>

本籍地が杉戸町の方に対するコンビニ交付サービスでございまして、他府県、他の市町村に本籍がある方は、その市町村がコンビニ交付サービスをやっているならば、杉戸に住んでいても取れるというものになります。

<委員>

導入している市町村はどれくらいの割合なのか。

<町民課>

戸籍証明書のコンビニ交付システムを導入している市町村につきましては、埼玉県内では63市町村中20市町、31.7%でございます。

全国では1724団体中525団体、30.5%でございます。

<会長>

よろしいですか。他にございませんか。

ご質疑がないようでしたら、質疑を終結いたします。

それでは、皆様にお諮りいたします。

本件諮問事項の答申にあたり、ご意見はございますでしょうか。

ご意見が無いようですので、本件については、異議なしとの答申をしてよろしいでしょうか。

それでは、異議なしとの答申といたします。

(3) ドライブレコーダー設置に伴う個人情報の取扱いについて

<財産管理課の説明>

資料3をご覧ください。

(1) 諮問事項。

杉戸町では、交通事故等における責任の明確化と処理の迅速化を図るため、一部公用車にドライブレコーダーを設置しております。

ドライブレコーダーによって収集された映像については、交通事故時等のものに限り利用することを予定していたため、個人情報保護の観点からも問題ないと判断しておりました。

運用にあたり「杉戸町公用車ドライブレコーダーの管理運用に関する要



綱」を定めたところですが、改めて杉戸町個人情報保護条例に基づき再検討を行った結果、近年のドライブレコーダーは、交通事故発生時のみならず走行中及び駐停車中の映像も常時録画できるため、歩道を往来する個人の画像等を録画することから、個人情報を本人以外から収集することに該当するという結論に至りました。

そのため、次の諮問事項について、審議会の意見を伺うものです。個人情報保有等の一般的制限の例外（要配慮個人情報を保有すること）（条例第6条第2項ただし書き）、個人情報を本人以外から収集すること（条例第8条第2項第5号）、外部提供を行うこと（条例第9条第2項第4号）、今後、ドライブレコーダーを「杉戸町公用車ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱」に基づき設置し、取り扱う場合は、審議会への諮問は不要とすること。

ご意見をいただくにあたり、まず、ドライブレコーダーの設置状況と、「杉戸町公用車ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱」について、ご説明いたします。

（2）ドライブレコーダーの設置状況について。

令和2年4月1日現在、「杉戸町」名義となっている公用車78台の内、30台に設置されており、38.5%の設置率となっております。

公用車に設置しているドライブレコーダーは、機器内に装着しているSDカードにデータを蓄積する方法をとっております。半数のドライブレコーダーは、エンジンをかけている間及び衝撃が加わった際の映像情報等を保存し、通常の運転時の蓄積記録は上書きをしていく方式をとっております。

また、町では、公用車を新たに購入する際には、ドライブレコーダーを設置するものとしています。

次に、（3）「杉戸町公用車ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱」について。

この要綱は、職員の交通安全意識及び運転マナーの向上並びに事故等発生時の原因究明のため、公用車に設置するドライブレコーダーの管理運用及び個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることを目的としております。

この要綱にいうドライブレコーダーとは、公用車内外の画像、音声及び運行情報を記録する装置をいいます。

データの保存期間は、原則として、ドライブレコーダー本体内の記録媒体の記録上限を超えて、自動で上書きされるまでの間とし、ドライブレコーダーを撤去したときは、直ちにデータを消去するものとしております。

取扱いとしましては、公用車の管理を行う課長を管理責任者とし、データを取り扱う操作担当者を定めるものとしております。

データの利用目的は、下記3つの事項を規定しております。(1) 事故又はトラブル等に係る情報収集、分析又は原因究明に利用するとき。(2) 交通安全又は車両の安全運行に係る研修又は資料作成に利用するとき。(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

データの外部提供は、個人情報保護条例の規定と同様の下記(1)及び(2)の2つの事項のほか、(3)の町長が必要と認めたときとして、後述する損害保険会社への提供を想定しております。

外部提供したデータについては、無断複写・無断提供禁止、厳重保管、目的を達成した時のデータの取扱いについてなど、下記の3つの事項を遵守させるものとしております。

次に、審議会にお諮りする事項となります。

(4) 個人情報保有等の一般的制限の例外（要配慮個人情報を保有すること）(条例第6条第2項ただし書き)。

走行中に撮影を行うカメラの性質上、犯罪行為等が撮影されることも想定され、その情報が犯罪被害の事実などの要配慮個人情報にあたるのではないかとの懸念があります。ドライブレコーダーの機器の性質や設置目的を踏まえ、個人情報保有等の一般的制限の例外として、要配慮個人情報を保有してよろしいか伺うものです。

(5) 個人情報を本人以外から収集すること(条例第8条第2項第5号)。

ドライブレコーダーは走行中に、不特定多数の対象を撮影するものであることから、本人以外から個人情報を収集するため、ドライブレコーダーの機器の性質や設置目的を踏まえ、公益上必要があるとして、本人以外から収集することとしてよろしいか伺うものです。

(6) 外部提供を行うこと(条例第9条第2項第4号)。

条例では、個人情報を外部提供できる場合として、本人の同意があるときなどを規定していますが、ドライブレコーダーの設置目的から、事故の状況等の確認のため、損害保険会社に外部提供するなどが予測されます。

そのため、審議会の意見を聞いて特に必要があると認められるものとして、損害保険会社に外部提供をしてよろしいか伺うものです。

なお、事故の状況確認以外については、規定どおり都度、審議会にお諮りすることを考えております。

また、損害保険会社に提供する画像については、規定のとおり必要最小限の部分を提供するとともに、厳重な保管を求めます。

(7) 今後、ドライブレコーダーを「杉戸町公用車ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱」に基づき設置し、取り扱う場合は、審議会への諮問は不要とすること。

今後、「杉戸町公用車ドライブレコーダーの管理運用に関する要綱」に基づき設置し、取り扱うドライブレコーダーについては、設置目的が同じとなることから、審議会への諮問は不要とすることをお伺いするものです。

説明は、以上になります。

<会長>

ただいま、担当課より説明がありましたが、この件についてご質疑のある方は、お願いいたします。

<委員>

公用車78台中30台、38.5%の設置率は、町当局としては、近隣を鑑みたとき、どのような考えを持っているのかをお伺いします。

<財産管理課>

9月末時点として電話で確認しましたところ、宮代町が59台中5台、8.47%。春日部市が206台中1台、0.49%。久喜市が198台中25台、12.63%。幸手市が97台中97台、100%。幸手市が飛びぬけて高いですが、近隣と比べましても、そこまで悪くないという状況だと思います。

<委員>

あおり運転等あったときに、ドライブレコーダーがついていけばなというのがあると思うんですが、幸手が全部設置済みだということを考えたときに、幸手になぞるわけではないけれども、設置の台数が少ないよりも多い方が先を考えた時、中期長期のビジョンで見たときに、当局としてはどのように判断しているのか。

<財産管理課>

確かに、ドライブレコーダーがあったほうが事故等があった時に主張できますし、いいとは思いますが、いかんせんお金が絡むものですから。

<委員>

4・5万で買えるのでは。安価で買えるのでは。高くはない。

<財産管理課>

車の台数もあるものですから、財政部局の方とも今後、相談していきたい

と思います。先ほどもお話ししましたが、新規で車両を購入するときには、もちろん付けるような形で今考えていますので、最終的には買い替えによって100%になると考えています。

<委員>

新車の購入の時で、既存の車は考えていないということですか。

<財産管理課>

現時点ではそのように考えています。

<委員>

公用車78台中、30台ということですが、役場の職員さんが軽自動車とかに乗ったりしていますが、そういうのには付いてなくて、少し上級職の人が乗る車に付いてるんでしょうか。どういう風な形で付いてるんでしょうか30台は。

<財産管理課>

30台はですね、車が比較的新しいものから付けております。

<委員>

偉い人が乗るから付けてるというわけではないんですね。

<委員>

一般車両はほとんど付いてるじゃないですか。それから比べても結構少ないのではないかと思ったんですけど。

一般の職員さんがパトロールじゃないけども普段乗っているものに付けてる方が、効率がいいんじゃないですか。いろいろな面においても。ちょっと個人情報にこだわりすぎみたいな。

<会長>

是非、予算措置にご尽力いただいて、全車登載を。

<委員>

個人情報の件で言えば、電子機器の性能の向上ということで、その中に個人の映像というか映り込みの問題だと思っんですけど、個人情報の保護ということでいけば、従来の要綱をそのまま拡大して適用するというので、全

ての要件が揃っているわけですから、結果的には映り込みされたとしてもです  
ね、取扱いが変わらないのではないかと思います、これについては、今後  
も設置拡大に努めていただければいいのではないかと思います。

<会長>

よろしいですか。他にございませんか。

ご質疑がないようでしたら、質疑を終結いたします。

それでは、皆様にお諮りいたします。

本件諮問事項の答申にあたり、ご意見はございますでしょうか。

ご意見が無いようですので、本件については、異議なしとの答申をしてよ  
ろしいでしょうか。

それでは、異議なしとの答申といたします。

(4) 防犯等を目的とするカメラ設置に伴う個人情報の取扱いについて

<財産管理課の説明>

資料4をご覧ください。

(1) 諮問事項。

杉戸町が管理する公共施設の一部では、防犯等の目的でカメラを設置して  
います。カメラによって収集された映像については、捜査機関等からの法令  
に基づく照会等に限って利用することを予定していたため、個人情報保護の  
観点からも問題ないと判断しておりました。

しかしながら、杉戸町個人情報保護条例に基づき再検討を行った結果、既  
設の防犯等を目的とするカメラは常時録画を行っていることから、来庁する  
個人の画像やその行動を録画することは、個人情報を本人以外から収集する  
ことに該当するとの結論に至りました。

そのため、次の諮問事項について、審議会の意見を伺うものです。個人情  
報保有等の一般的制限の例外（要配慮個人情報を保有すること）（条例第6条  
第2項ただし書き）、個人情報を本人以外から収集すること（条例第8条第2  
項第5号）、今後、「(仮称)杉戸町防犯等カメラの設置及び管理運用に関する  
規則（案）」に基づき防犯等を目的とするカメラを設置し、取り扱う場合は、  
審議会への諮問は不要とすること。

まず、防犯等カメラの設置状況についてご説明いたします。

(2) 防犯等カメラの設置現況について。

令和2年4月1日現在、杉戸町が管理する公共施設に36台設置されてい  
ます。主な設置場所は、玄関口、入り口となっております。

防犯等カメラは、モニターで撮影画像を投影し、付属のハードディスクな

どに映像情報を保存しているものが増えております。過半数の防犯等カメラは、常時画像を録画し、1週間程度で蓄積記録を上書きしていく方式で保存しております。

現在は、施設の管理者がそれぞれ設置しているため、杉戸町が管理する公共施設への防犯等を目的とするカメラの設置について、統一的な規則を制定したいと考えています。

次に、諮問させていただく事項となります。

(3) 個人情報保有等の一般的制限の例外（要配慮個人情報を保有すること）（条例第6条第2項ただし書き）。

防犯等を目的とするカメラの性質上、犯罪行為等が撮影されることも想定され、その情報が犯罪被害の事実などの要配慮個人情報にあたるのではないかとの懸念があります。そのため、防犯等を目的とする機器の性質や設置目的を踏まえ、個人情報保有等の一般的制限の例外として、要配慮個人情報を保有してよろしいか伺うものです。

(4) 個人情報を本人以外から収集すること（条例第8条第2項第5号）。

防犯等カメラは、不特定多数の対象を撮影するものであることから、本人以外から個人情報を収集することとなります。そのため、防犯等カメラの機器の性質や設置目的を踏まえ、公益上必要があるとして、本人以外から収集することとしてよろしいか伺うものです。

(5) 今後、「(仮称)杉戸町防犯等カメラの設置及び管理運用に関する規則(案)」に基づき防犯等を目的とするカメラを設置し、取り扱う場合は、審議会への諮問は不要とすること。

今後、「(仮称)杉戸町防犯等カメラの設置及び管理運用に関する規則(案)」に基づき設置し、取り扱う防犯等を目的とするカメラについては、設置目的が同様であることから、審議会への諮問は不要とすることをお伺いするものです。

規則案については、資料として添付させていただいているものが案となります。説明をさせていただきます。

(仮称)杉戸町防犯等カメラの設置及び管理運用に関する規則(案)の概要。

別紙規則(案)は、町が所有、使用若しくは管理する施設に設置する防犯等を目的としたカメラの設置、管理運用及び個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることを目的としております。

防犯等カメラとは、犯罪の予防並びに犯罪及び事故発生後の検証を目的として設置され、特定の場所を記録するカメラ及び関連機器で構成されたものとしております。

取扱いとしましては、施設の管理を行う課長又は施設長を管理責任者とし、画像を取り扱う操作担当者を定めるものとしております。

画像は、漏えい、滅失又は毀損の防止等適正な管理を行うものとし、防犯等カメラを撤去したときは、速やかに消去しなければならないとしております。

画像の保存期間は、防犯等カメラの設置目的に応じ、必要最小限度の期間としております。これは、施設の用途などにより、今後、一定の保存期間が必要になる場合を想定しております。

画像の外部提供については、個人情報保護条例に規定されている法令等を根拠とした4つの事項を想定しております。

また、外部提供した画像については、無断複写・無断提供禁止、厳重保管、目的を達成した時のデータの取扱いについて、遵守させるものとしております。

説明は、以上になります。

#### <会長>

ただいま、担当課より説明がありましたが、この件についてご質疑のある方は、お願いいたします。

#### <委員>

ドライブレコーダーと同じことだと思いますが、ドライブレコーダーの方は要綱が既に告示されているということで、新たに防犯等カメラについて同じような規則を施行させるということだと思えますけれども、これは時期的にはいつ告示等の対応をされるのでしょうか。内容については、ドライブレコーダーと同じですので、問題ないと思えますけれども、今後のスケジュールをお願いします。

#### <財産管理課>

今回のこの審議会が終了して、決裁後、年末ぐらいには告示できるかなと思っております。

#### <会長>

この案だと、第三者提供のところ、一般的に保険会社というのが入っていないみたいです。ドライブレコーダーの場合は、事故対応なので、保険会社に一般的に出してもいいというのはあるみたいなんですけど、防犯カメラの方は基本、警察とか。

<委員>

防犯カメラに関しては、今はもう普通でしょ。いまはどこでもあると思いますよ。個人的にも出しているところもあるだろうし。公共施設なんかいったら、それこそ縦横斜めから写ってるはずですから、別に気にすることはないような気はしますけどね。

<委員>

保険会社は外部提供に含まれるんじゃないんですか。もし保険会社に出すということになれば。

<会長>

規則に関して言うと。

<委員>

特定ではなくて、関連があるところには提供するというわけですよ。それが外部提供ですよ。必要があれば提供するということですよ。

<委員>

むしろ今の状態だったら、公共施設だけじゃなくて、それこそある程度、登下校のあたりとかも必要になってくるんじゃないんでしょうかね。その辺はどういう風に考えていますか。

<くらし安全課>

現時点では、公共施設の監視カメラということで整備しているところですが、それ以外の例えば道路などへのカメラの整備につきましては、犯罪等の抑止を必要とする場所の選定基準や整備の優先順位、台数や整備費用の問題などについて、今後、警察等とともに十分検討しながら、安心安全な地域社会の確保に努めてまいりたいと考えております。

<財産管理課>

ドライブレコーダーと防犯等カメラとあるんですが、ドライブレコーダーの方は、保険会社に外部提供ということで考えています。防犯等カメラの方は保険会社が無いので、外部提供の際は、その都度、審議会に諮ってよろしいかどうかというようにさせていただこうと思っています。



<委員>

この場合だと、相当緊急性を要するんじゃないですか。要するに公共施設に人が入り込んだとか、盗難が入ったとか、いちいち審議会にどうのこうのと言ってても、誰かが責任をもって答えればいいのかわかりませんが。防犯カメラと言ってるぐらいだから、防犯というのはそんなに時間を置いとけるものではないでしょ。

<会長>

例えば警察からの要請とかの場合は、ドライブレコーダーも防犯カメラも捜査機関等の要請がある場合ということで、一般的に出せるということですよ。保険会社に関しては、ドライブレコーダーの場合は、一般的に保険会社に出しますよということで、包括承認みたいにしておいて、防犯カメラの方はもしも保険会社から来たら、包括承認はないので、この件に対して保険会社に出していいですかということを個別に諮ると。

<委員>

それは会長一任でもいいんじゃないですか。

<委員>

審議会の意見を聴くということになっていれば、会長一任ではなくて、審議会を開かないといけないんじゃないかと思いますんで。

<財産管理課>

防犯等カメラですが、資料の2ページの下から4行目に町民の生命、身体又は財産に対する安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときは外部提供できるとなっておりますので、ここに該当するものについては提供できることとなります。

<会長>

よろしいですか。他にございませんか。

ご質疑がないようでしたら、質疑を終結いたします。

それでは、皆様にお諮りいたします。

本件諮問事項の答申にあたり、ご意見はございますでしょうか。

ご意見が無いようですので、本件については、異議なしとの答申をしてよろしいでしょうか。

それでは、異議なしとの答申といたします。

(5) 令和元年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について

<総務課の説明>

それでは、資料5に基づきまして、令和元年度の運用状況を御説明いたします。

1 ページをご覧ください。

はじめに、1 情報公開請求・申出の受付処理件数についてですが、請求につきましては、受付件数が37件で、そのうち公開が19件、部分公開が15件、非公開が3件でございました。

申出につきましては、受付件数が6件で、そのうち公開が2件、部分公開が4件、非公開が0件でございました。

合計といたしましては、受付件数が43件で、公開が21件、部分公開が19件、非公開が3件でございました。

なお、公開とは請求した内容をそのまま公開する場合で、部分公開とは請求した内容のうち一部が非公開になりその部分を除いて公開する場合で、非公開は請求した内容を全部公開しない又は公開できない場合を言います。

次に、実施機関別処理件数についてですが、町長部局が42件、教育委員会が1件、合計43件でございました。

なお、括弧書きの件数については、欄外の2つ目の※印に記載しておりますとおおり、「実処理件数」を表しております。

こちらの内容については、3ページから8ページに詳細を記載しておりますので、ご覧ください。

一覧表の中には、部分公開が19件ございますが、部分公開の理由といたしましては、個人に関する情報や法人に関する情報、町的意思決定過程に関する情報を除いて公開したもの、また、文書が不存在であるとして、部分公開となったものでございます。

また、同じく一覧表の中に、非公開が3件ございますが、いずれも文書不存在のため、非公開となったものでございます。

続きまして、戻りますが、2ページをお開きください。

2 保有個人情報（自己情報）開示等請求の受付処理件数についてですが、受付件数が10件で、開示が2件、一部開示が6件、不開示が2件でございました。

こちらの内容については、9ページと10ページに詳細を記載しておりますので、ご覧ください。

一覧表の中には、一部開示が6件ございますが、一部開示の理由といたしましては、本人以外の個人に関する情報や法人に関する情報を除いて開示し

たもの、文書を保存年限に基づき廃棄処分したことによる不存在のため、一部開示となったものでございます。

また、同じく一覧表の中に、不開示が2件ございます。2件とも印鑑登録証明書の交付申請書についての開示請求でしたが、いずれも請求期間には交付申請がなかったため、文書不存在を理由として不開示となったものです。

続きまして、再び戻りますが、2ページをお開きください。

3 不服申立て処理件数についてです。

不服申立てとは、情報公開請求及び保有個人情報開示等請求に対して町が部分公開や非公開等の決定をした場合、その決定を不服としてなされる申立てです。

令和元年度においては、受付件数は1件でございましたが、その1件は最終的に取下げとなりました。

不服申立ての内容としましては、任意団体である自主防災会に関する文書の情報公開請求において、会長名を公開されたいとのものでした。

この件については、自主防災会が任意団体であるため、会長名が個人情報となることから、非公開決定としておりました。

しかしながら、不服申立てを受けて改めて検討したところ、自主防災会の会長を杉戸町情報公開条例第6条第2号が規定する「公表することが公益上必要と認められる者」として解釈することとし、会長名を公開することといたしました。

これにより本件は、取下げとなったものです。

次に、4 個人情報保管等登録票の届出件数についてです。

個人情報保管等登録票とは、杉戸町個人情報保護条例第7条第1項の規定に基づき、町長部局や教育委員会等の実施機関が個人情報の保管等をする場合に、その内容について、あらかじめ登録するものでございます。

令和元年度中の新規登録届出件数は8件、廃止届出件数は0件で、令和2年3月31日現在、1, 538件が登録されています。

また、令和元年度中の登録票の変更届出件数は、4件でございました。

こちらの内容については、11ページに詳細を記載しておりますが、ご覧のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、再び戻りまして、2ページをお開きください。

5 個人情報目的外利用・外部提供届出件数についてでございます。

目的外利用とは、保有する個人情報を当初の利用の目的の範囲を超えて利用することで、役場の内部で他の課の業務に利用することを言います。

外部提供とは町以外の機関へ個人情報を提供することで、国や県の機関、他市町村等へ個人情報を提供することを言います。

目的外利用登録は新規登録届出件数が3件、廃止届出件数が1件で、令和2年3月31日現在の登録件数は、179件となっております。外部提供は新規登録届出件数が2件、廃止届出件数が0件で令和2年3月31日現在の登録件数は、113件となっております。

こちらの内容については、12ページと13ページに詳細を記載しておりますので、ご覧ください。

はじめに、目的外利用の新規登録についてですが、3件全てが法令等の定めによるものです。

次に、目的外利用の廃止についてですが、本来、外部提供とすべきところを錯誤により目的外利用としていたものです。

次に、外部提供の新規登録ですが、ただいま申し上げました錯誤により目的外利用を廃止したものを外部提供として新規登録したものが1件、こちらは本人の同意によるものでして、もう1件が法令等の定めによるものです。

説明は、以上でございます。

#### <会長>

ただいま、事務局より報告がありましたが、この件についてご質疑のある方は、お願いいたします。

#### <委員>

受付処理件数の中に、何件も同一人物がいるとのことだが、何件ぐらいなのか。把握していれば数をお願いします。

#### <総務課>

こちらは特定の事業について、特定の方から多くの情報公開請求がございまして、3名程度の方からそれぞれ10件程度の請求があったところです。

#### <委員>

平たく言えば、クレーマー的問題ということで解釈してよろしいのでしょうか。

#### <総務課>

今回請求が増えた主な内容は、巡回バスと行政区に関する内容でございました。そちらについては、クレーマーという感じではなくて、その案件について深く知りたいということで請求があつて、令和2年度に入りまして、それらの方々からの請求がほとんどないという状況になってますので、クレー

マーという形では無かったかと思っております。

<会長>

よろしいですか。他にございませんか。

ご質疑がないようでしたら、質疑を終結いたします。

(6) 杉戸町個人情報保護条例第9条第2項第3号の規定に基づく目的外利用  
について

<総務課の説明>

それでは、資料6に基づきまして、御説明いたします。

1ページをご覧ください。

はじめに、1杉戸町個人情報保護条例（抜粋）についてでございます。

ご覧の条例第9条は、町が保有する個人情報の目的外利用と外部提供に関する規定でございます。

第2項では、各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供をすることができることされており、今回、第3号の「町民の生命、身体又は財産に対する安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。」を適用し、全部で7件の目的外利用をいたしました。

そして、第4項には、「第2項第3号の規定により目的外利用等をしたときは、速やかにその事実を本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。」と規定されていることから、審議会に報告させていただくものでございます。

2ページをご覧ください。

こちらは、条例第9条第2項第3号の規定に基づく目的外利用一覧でございます。

全部で7件の目的外利用がございましたが、いずれも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済環境の悪化に係る支援事業に関するものでございます。

一番左に番号がございしますが、180番については、子育て支援課がひとり親家庭等子育て支援臨時給付金を支給するため、同課が保有するひとり親家庭等医療費支給に関する個人情報を目的外利用したものでございます。

続きまして、181番から186番については、国の要請に基づきまして、特別定額給付金支給室が特別定額給付金の未申請者を把握し、確実に給付金を支給するため、税務課、福祉課及び町民課が保有する各種台帳等を目的外利用したものでございます。

説明は、以上でございます。

<会長>

ただいま、事務局より報告がありましたが、この件についてご質疑のある方は、お願いいたします。

よろしいですか。

ご質疑がないようでしたら、質疑を終結いたします。

7 その他

なし